

昭和三十七年政令第二百十五号

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

内閣は、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第三条第二項、第五条、第六条、第九條、第十三條、第十四條及び附則第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導が行われる場合における教諭等の数の算定）

第一条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）

第九條第二項の政令で定める数は、都道府県又は市町村の教育委員会が公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において行われる教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び生徒の数その他の事情を勘案して教諭等（同条第一項に規定する教諭等をいう。第三条において同じ。）を置くことについての配慮を必要とする

（教職員定数の算定に関する特例）

第二条 法第二十二條第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、全日制の課程又は定時制の課程の別に従い、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

項 特別の事情	加減する数
一 農業、水産又は工業イ	法第九條の規定により算定した数に加える
二 農業又は工業イ	法第九條の規定により算定した数に加える
三 農業に関する学科イ	法第九條の規定により算定した数に加える
四 水産に関する学科イ	法第九條の規定により算定した数に加える
五 工業イ	法第九條の規定により算定した数に加える
六 商業イ	法第九條の規定により算定した数に加える
七 情報イ	法第九條の規定により算定した数に加える
八 理イ	法第九條の規定により算定した数に加える
九 算術イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十 数学イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十一 物理イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十二 化学イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十三 生物イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十四 地学イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十五 歴史イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十六 地理イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十七 外国語イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十八 音楽イ	法第九條の規定により算定した数に加える
十九 美術イ	法第九條の規定により算定した数に加える
二十 体育イ	法第九條の規定により算定した数に加える
二十一 その他イ	法第九條の規定により算定した数に加える

乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する

乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する

乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する
乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する	乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数が三百二十一を減じて得た数とを合計する

<p>次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数</p> <p>(1) 八十人以下の課程 一 (2) 八十一人から五百六十人までの課程 二 (3) 五百六十一人以上の課程 三</p>	<p>美術、音楽第九条の規定により算定した乗又は体数に加える数 当該学科を置く育に關す全日制の課程又は定時制の課程を専門教ごとに当該学科の生徒の収容定員を主と員の合計数を四十で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)</p> <p>理科に關す 法第九條の規定により算定する専門した数に加える数 当該学科を教育を主置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数を百二十で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、切り捨てる。以下この表において同じ。)の合計数とを合計した数</p> <p>法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数</p>
--	---

<p>厚生に關す 法第九條の規定により算定する専門した数に加える数 当該学科で教育を主その生徒の収容定員が三百二十一人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に四を乗じて得た数、当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人から四百四十人までのものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に九を乗じて得た数並びに当該学科でその生徒の収容定員が四百四十人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に十一を乗じて得た数の合計数</p> <p>法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数、当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人から四百四十人までのものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に三を乗じて得た数並びに当該学科でその生徒の収容定員が四百四十人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に四を乗じて得た数の合計数</p>	<p>福祉に關す 法第九條の規定により算定した数に加える数 次イ及びロに教育を主掲げる合計数を合計した数とする学イ 全日制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数</p> <p>(1) 四十一人から二百人までの課程 一 (2) 二百一人から三百二十人までの課程 三 (3) 三百二十一人から六百八十人までの課程 四</p>
---	---

<p>外国語に法第九條の規定により算定した乗又は体数に加える数 当該学科を置く育に關す全日制の課程及び定時制の課程を主とするの数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数</p> <p>法第九條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く専門教育全日制の課程及び定時制の課程を主とするの数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数</p>	<p>(4) 六百八十一人から千六百八十人までの課程 五 (5) 千六百八十一人以上の課程 六</p> <p>口 定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数</p> <p>(1) 百二十一人から二百人までの課程 一 (2) 二百一人から二百八十人までの課程 二 (3) 二百八十一人から四百四十人までの課程 三 (4) 四百四十一人から千八百八十人までの課程 四 (5) 千八百八十一人以上の課程 五</p>
---	--

<p>特別支援学校の生徒の収容定員を主とした数に加える数 当該学科の数を主として得た数</p> <p>普通教育法第九條、第十一條又は第十二條の規定により算定した数に加える数 当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数の合計数とを合計した数</p> <p>産業工芸、法第十七條の規定により算定した数に加える数 当該学科の数を主として得た数</p>	<p>特別支援学校の生徒の収容定員を主とした数に加える数 当該学科の数を主として得た数</p> <p>普通教育法第九條、第十一條又は第十二條の規定により算定した数に加える数 当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数の合計数とを合計した数</p> <p>産業工芸、法第十七條の規定により算定した数に加える数 当該学科の数を主として得た数</p>
---	---

3 法第二十二号第三号の政令で定める特別の指導は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の指導の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1177 315 1495 394">育を主とする学科 (聴覚障害者である生徒に対する教育を主とするものに限る)</td> <td data-bbox="1177 394 1495 627">加減する数</td> </tr> </table>	育を主とする学科 (聴覚障害者である生徒に対する教育を主とするものに限る)	加減する数
育を主とする学科 (聴覚障害者である生徒に対する教育を主とするものに限る)	加減する数		

1 公立の高等学校において、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために加える数 当該指導の指導であつて、当該指導の指導を考慮して文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部められるもの	加減する数
--	-------

2 公立の高等学校において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する生徒に対して行われる特別の指導	法第九号の規定に より算定した数に 加える数
---	------------------------------

3 公立の高等学校において、身（健康を害している生徒）に対する特別の指導	法第十号の規定に より算定した数に 加える数
--------------------------------------	------------------------------

4 法第二十二号第四号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。	加減する数
--	-------

二 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、当該課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る数に職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）

二 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、当該課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る数に職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）	法第九号の規定に より算定した数に 加える数
---	------------------------------

二 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、当該課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る数に職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）	法第九号の規定に より算定した数に 加える数
---	------------------------------

二 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、当該課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る数に職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）	法第九号の規定に より算定した数に 加える数
---	------------------------------

開設される科目の数（当該文部科学大臣が指定する当該科目に該当する数）

四 学年による教育課程の区分法第九号の規定に 二 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、当該課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る数に職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）	法第九号の規定に より算定した数に 加える数
---	------------------------------

五 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科（当該課程に置かれる科目の数）	法第九号の規定に より算定した数に 加える数
---	------------------------------

六 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、当該課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る数に職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）	法第九号の規定に より算定した数に 加える数
---	------------------------------

第三号の換算の方法）

第三号 法第二十三号第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二号の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあっては、校長、教諭等、養護教諭等（法第二十二号の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者）の数に換算するものとする。
---

一 換算しようとする教職員の数
二 短時間勤務職員の一回間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「通常勤務時間数」という。）による区分ごとに当該通常勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2 法第二十三号第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する講師（以下この項において「講師」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に
--

掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす講師の数に換算するものとする。

- 一 換算しようとする教諭等の数
- 二 講師の過当たり勤務時間数による区分ごとに当該過当たり勤務時間数に当該区分に係る講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

**第四條** 法第二十三條第二項の政令で定める者は、次に掲げる講師（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者に限る。）とする。

- 一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七條の三第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三條第一項の初任者研修を実施するために配置される講師
- 二 前号に掲げる者のほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める講師

**附則**（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二條第一項の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 法附則第十一項の政令で定める数は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二條第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るためには当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の数を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

**附則**（昭和四十二年三月三十一日政令第九〇号）抄

- 1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

**附則**（昭和四十二年七月二四日政令第二〇一号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

**附則**（昭和四十二年三月三〇日政令第五〇号）抄

- 1 この政令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

**附則**（昭和四十四年四月一日政令第七五号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十五年三月二七日政令第二五号）抄

- 1 この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十六年四月一日から施行する）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十七年三月三十一日政令第六〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和四十九年六月二二日政令第二二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

項	算式
一	全日制・定時制課程教職員新法定数 × (a/A) + (1 - (a/A)) × (13/20)
二	通信制課程教職員新法定数 × (b/B) + (1 - (b/B)) × (13/20)
三	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 × (c/C) + (1 - (c/C)) × (13/20)
四	d + (高等学校養護教諭等新法定数 - d) × (13/20)

備考 この表における算式中次に掲げる用語とは記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に定めるところにより算定した数（附則第二項第一号ただし書に規定する都道府県又は市町村にあつては、法第八条、第九条、第十一條及び第十二條に定めるところにより算定した数の合計数とする。二において同じ。）から通信制課程教職員新法定数と研修等定数との合計数を減じた数

二 A 昭和四十九年五月一日現在により、法第七条に定めるところにより算定した数から B の数と研修等定数との合計数を減じた数

三 a 昭和四十九年五月一日現在により、改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条、第九条、第十一條及び第十二條に定めるところにより算定した数の合計数と改正法附則第九項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数とを合計した数（附則第二項第一号ただし書に規定する都道府県又は市町村にあつては、旧法第八条、第九条、第十一條及び第十二條に定めるところにより算定した数の合計数）から b の数を減じた数

四 通信制課程教職員新法定数 法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び法第十二條第四号に定めるところにより算定した数を合計した数

五 B 昭和四十九年五月一日現在により、法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び法第十二條第四号に定めるところにより算定した数を合計した数

六 b 昭和四十九年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び旧法第九条第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第五号及び旧法第十二條第四号に定めるところにより算定した数を合計した数

七 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五條に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数

八 C 昭和四十九年五月一日現在により、法第十五条に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数

九 c 昭和四十九年五月一日現在により、旧法第十五条に定めるところにより算定した数

十 高等学校養護教諭等新法定数 法第十条に定めるところにより算定した数

十一 d 改正法附則第九項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数

附則（昭和五〇年三月二八日政令第五〇号）

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十一年三月三〇日政令第四四号）

この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則（昭和五十二年三月二九日政令第四一〇号）

この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則（昭和五十五年五月二二日政令第一三三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

1 (高等学校教職員定数の標準に関する経過措置)  
(高等義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第六項の政令で定める高等学校教職員定数の標準となる数(以下「高等学校教職員定数標準」という。)は、平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間は、次項及び附則第四項の規定(これらの規定に係る附則第六項の規定を含む。)により算定した数の合計数とする。

2 公立の高等学校の全日制の課程及びび定時制の課程に係る教職員(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(附則別表において「法」という。))第二条第一項に規定する教職員をいう。以下同じ。の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数と公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第五条第三項の表の一の項から五の項までに定めるところにより文部大臣が定める数の合計数(以下「研修等定数」という。)とを合計した数とする。

4 公立の高等学校の通信制の課程に係る教職員の数は、附則別表の二の項に掲げる算式により算定した数と研修等定数との合計数とする。

(特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置)

5 改正法附則第六項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数(附則別表において「特殊教育諸学校高等部教職員定数標準」という。)は、平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間は、附則別表の三の項に掲げる算式により算定した数と研修等定数との合計数とする。

6 前三項の規定により算定する場合(附則別表の算式中全日制・定時制課程教職員新法定数、通信制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乘すべき数を算定する場合を除く。)において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

7 公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、改正法附則第六項の政令で定める数は、附則第二項及び第五項の規定にかかわらず、附則第二項又は第五項の規定により算定した数から、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第四条に定めるところにより、それぞれ非常勤の講師に係る数を減じて得た数とすることができる。

附則別表

項	算式
一	全日制・定時制課程教職員新法定数×(a/A) + (1 - a/A) × (703/1000)
二	通信制課程教職員新法定数×(b/B) + (1 - b/B) × (703/1000)
三	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数×(c/C) + (1 - c/C) × (717/1000)

備考 この表における算式中に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に定めるところにより算定した数から通信

制課程教職員新法定数と研修等定数との合計数を減じて得た数

二 a 昭和五十五年五月一日現在により法第七条に定めるところにより算定した数からBの数と改正法の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間の高等学校教職員定数標準に係る研修等定数として定められた数との合計数を減じて得た数

三 a 昭和五十五年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第七条に定めるところにより算定した数からbの数を減じて得た数

四 通信制課程教職員新法定数 法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第三号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数

五 B 昭和五十五年五月一日現在により、法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第三号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数

六 b 昭和五十五年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び旧法第九項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び旧法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数

附則（昭和五十六年三月二七日政令第四九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二〇日政令第三〇八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年三月二七日政令第三七号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月二七日政令第七五号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年三月二三日政令第四八号）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月一五日政令第二二八号）抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の各規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附則（平成元年三月三一日政令第八七号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（昭和五十八年四月一日から施行する。）

附則（昭和五十九年三月二二日政令第四二号）

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二六日政令第三四号）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二六日政令第三四号）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二六日政令第三四号）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五十八年三月二五日政令第三一〇号）

この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年三月二二日政令第四二号）

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年五月二四日政令第一四九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二〇日政令第三〇八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年三月二七日政令第三七号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月二七日政令第七五号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年三月二三日政令第四八号）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月一五日政令第二二八号）抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の各規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附則（平成元年三月三一日政令第八七号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年三月三〇日政令第六八号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成三年三月二五政令第四号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成四年四月一日政令第一〇〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年三月三一日政令第九号）

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

（高等学校等教職員定数の標準に関する経過措置）

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五項の政令で定める高等学校等教職員定数の標準となる数は、平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間は、次項及び附則第四項の規定により算定した数の合計数とする。

3 公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第三条に規定するところにより文部大臣が定める数（以下「指導方法改善定数」という。）並びに全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る新令第五条第三項から第五項まで（同項の表の五の項を除く。）に規定するところにより文部大臣が定める数の合計数（以下「研修等定数」という。）を合計した数とする。

4 公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程に係る教職員の数は、附則別表の二の項に掲げる算式により算定した数と通信制の課程の教職員に係る研修等定数との合計数とする。

（特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置）

5 改正法附則第五項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数は、平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間は、附則別表の三の項に掲げる算式により算定した数と特殊教育諸学校の教職員に係る研修等定数との合計数とする。

6 前三項の規定により教職員の数を算定する場合（端数計算）

7 公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、改正法附則第五項の政令で定める数は、附則第二項及び第五項の規定にかかわらず、附則第二項又は第五項の規定により算定した数から、新令第四条に規定するところにより、それぞれ、非常勤の講師に係る数を減じて得た数とする。

（非常勤講師に関する特例）

8 公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、改正法附則第五項の政令で定める数は、附則第二項又は第五項の規定にかかわらず、附則第二項又は第五項の規定により算定した数から、新令第四条に規定するところにより、それぞれ、非常勤の講師に係る数を減じて得た数とする。

（非常勤講師に関する特例）

9 十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数及び高等学校の教職員に係る研修等定数として定められた数の合計数を減じて得た数

三 a 平成五年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条に規定するところにより算定した数からbの数を減じて得た数

四 通信制課程教職員新法定数 法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数、同項第三号及び第五号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定するところにより算定した数の合計

項	算式
一	全日制・定時制課程教職員新法定数×(a/A) + (1 - (a/A)) × (44/45)
二	通信制課程教職員新法定数×(b/B) + (1 - (b/B)) × (14/15)
三	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数×(c/C) + (1 - (c/C)) × (17/18)

備考 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

一 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に規定するところにより算定した数から通信制課程教職員新法定数、指導方法改善定数及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の教職員に係る研修等定数の合計数を減じて得た数

二 A 平成五年五月一日現在により法第七条に規定するところにより算定した数から、Bの数並びに平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数及び高等学校の教職員に係る研修等定数として定められた数の合計数を減じて得た数

三 a 平成五年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条に規定するところにより算定した数からbの数を減じて得た数

四 通信制課程教職員新法定数 法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数、同項第三号及び第五号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定するところにより算定した数の合計から通信制課程の教職員に係る研修等定数を減じて得た数

五 B 平成五年五月一日現在により、法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数、同項第三号及び第五号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定するところにより算定した数の合計から通信制課程の教職員に係る研修等定数を減じて得た数

六 a 平成五年五月一日現在により、旧法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、旧法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第三号及び旧法第十二条第四号に規定するところにより算定した数の合計

六 b 平成五年五月一日現在により、旧法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、旧法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第三号及び旧法第十二条第四号に規定するところにより算定した数の合計

七 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に規定するところにより算定した数から特殊教育諸学校の教職員に係る研修等定数を減じて得た数

八 C 平成五年五月一日現在により法第十五条に規定するところにより算定した数から、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数

九 平成五年五月一日現在により旧法第十五条に規定するところにより算定した数

附則（平成六年三月二五政令第八号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月二七政令第九号）

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成八年三月二五政令第四号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月一九政令第四号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月二七政令第八号）

この政令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月三〇政令第三五号）

この政令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日政令第一〇九号）

この政令は、平成一一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七政令第三〇号）

この政令は、平成一二年六月七日から施行する。

附則（平成一三年三月三一日政令第一五五号）

この政令は、平成一三年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三項の政令で

（施行期日）

定める高等学校等教職員定数の標準となる数は、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、次項及び附則第四項の規定により算定した数の合計数とする。

3 公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数、改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第二条に規定するところにより、文科科学大臣が定める数（以下「指導方法改善定数」という。）並びに全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る新令第三条第三項から第五項までに規定するところにより文科科学大臣が定める数の合計数（以下「研修等定数」という。）を合計した数とする。

4 公立の高等学校の通信制の課程に係る教職員（法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数、同項第三号及び第五号に規定するところにより算定した数、同項第六号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定するところにより算定した数の合計数（以下「通信制課程教職員定数」という。）とする。

5 改正法附則第三項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数は、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、附則別表の二の項に掲げる算式により算定した数と特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数との合計数とする。

6 附則第三項及び前項の規定により教職員の数を算定する場合（附則別表の算式中全日制・定時制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乘すべき数を算定する場合を除く。）において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

附則別表

項	算式
一	全日制・定時制課程教職員新法定数×(a/A) + (1 - (a/A)) × (4/5)
二	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数×(b/B) + (1 - (b/B)) × (4/5)

備考 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

一 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に規定するところにより算定した数から通信制課程教職員定数、指導方法改善定数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る研修等定数の合計数を減じて得た数

二 A 平成十三年五月一日現在により法第七条に規定するところにより算定した数から、平成十三年五月一日現在の通信制課程教職員定数並びに平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数と高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る研修等定数として定められた数との合計数を合計した数を減じて得た数

三 a 平成十三年五月一日現在の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律（以下「旧法」という。）第七条に規定するところにより算定した数から、平成十三年五月一日現在の通信制課程教職員定数（平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の高等学校の通信制の課程の教職員に係る研修等定数として定められた数を除く。）と平成十三年五月一日現在により改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律施行令第五条第五項の表の五の項の規定の例により文科科学大臣が定めた数との合計数を減じて得た数

四 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に規定するところにより算定した数から特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数を減じて得た数

五 B 平成十三年五月一日現在により法第十五条に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の高等部の教職員

に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数

六 b 平成十三年五月一日現在により旧法第十五条に規定するところにより算定した数

附則（平成一四年三月二七日政令第六七号） この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二九日政令第八四号） この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日政令第一〇七号） この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日政令第一〇六号） この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月三日政令第四八三号） 抄（施行期日） この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日政令第七八号） この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月三〇日政令第二五一号） この政令は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

標準に關する法律施行令第七条第一項の改正規定、第四条中公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律施行令第四条第一項の改正規定並びに第三十四条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第一条第五号及び第十一号の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二〇日政令第二九号） 抄 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日政令第二七九号） 抄 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日政令第三七号） この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一七日政令第二二号） 抄（施行期日） この政令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法施行令第五条の二に一号を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日政令第一〇〇号） この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月二七日政令第六一号） 抄（施行期日） この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三〇日政令第一二九号） 抄（施行期日） この政令は、令和五年四月一日から施行する。

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。